

第2期

# 前橋市教育振興基本計画

2018年度～2022年度

(平成30年度～平成34年度)

「県都前橋 教育のまち」実現に向けて



《11月1日は「まえばし教育の日」です》

前橋市教育委員会

## 目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
<b>第1章 「前橋市教育振興基本計画」について</b> ・・・・・・・・	2
1 計画改訂の趣旨と位置付け	
2 教育をめぐる本市の状況	
<b>第2章 「第2期前橋市教育振興基本計画」が目指すもの</b> ・・・・・・・・	8
1 前橋の教育が目指す人間像	
2 人づくりの4つのステージで目指すもの	
3 各分野における4つのステージ	
<b>第3章 施策と点検評価の関係について</b> ・・・・・・・・	19
1 本計画と教育行政方針との関係	
2 点検評価の実施について	

## はじめに ～「県都前橋 教育のまち」実現に向けて～

人間は教育という営為を通してそれぞれの人格を形成し、社会的自立を果たす存在です。また、教育によって先人が築いてきた知恵や文化を引き継ぐとともに、その時代に応じた多様な創造に関わっていく存在でもあります。そして、こうした教育によって産み出された様々な文化は、私たちに生きる喜びと感動をもたらすと同時に、多様で心豊かな社会の構築のために不可欠なものであります。このような教育の充実を図るため、教育振興基本計画を策定しました。

この教育振興基本計画は、市民の皆さんに教育委員会の仕事をお知らせする手段であるとともに、教育行政が理念に基づく実践を進めるための設計図であり、仕様書でもあります。この理念を現実のものとするべく、私たちは以下の目標を用意し、その実現を期していきたいと考えています。

### ■花開く教育文化の振興

前橋市教育委員会は学校教育、青少年教育、社会教育、図書館運用、文化財保護と普及、そして市内の全ての教育施設の整備と、多岐にわたる分野を所管しています。各分野では市民の皆さんの多くの協力をいただきながら様々な事業を展開するとともに、市民力を発揮する場の創造や市民力育成のための仕掛けの工夫などを通して、その一層の発展を期しています。こうした一つひとつの事業の展開が「それぞれの花」として市民の皆さんに見えるようになること、さらにそれらが集まって様々な文化の集合体として、多文化共生の大きな果実（成果）を結ぶことを目指し、平成22年度から「花開く教育文化の振興」をテーマとして掲げています。そして、教育委員会は一つひとつの事業について、その本来の理念に照らしながらの実践を意図的・計画的に進めるとともに、その状況をつぶさに市民の皆さんに伝える努力をしなければならないと考えています。

### ■確かな理念と見通しを持った行政の推進

理念を持たない行政運営は管理主義に堕ち形骸化します。何のために、何を目指して所管する事業を推進するのか、明確に市民の皆さんにも伝わる必要があります。一つひとつの事業についてもその目的、ねらいを精査し、実現のための手法を精度高く吟味することを必須事項として、実践的に取り上げなければなりません。

また、短期、中期、長期にわたる見通しを持つことも大切です。教育の実践は、多くの場合、手立てを講じてから結果や成果が出るまで時間がかかるものです。これは学校教育における義務教育期間の長さや社会教育の理念に照らしても理解できることです。だからこそ、実践しようとする手立ては結果や成果に関する見通しと、確かな計画性を持たなければなりません。当然ながら目前の課題に対する時機を得た対応に十分留意しなければなりません。5年後、10年後の教育行政の進め方、施設整備の在り方、そしてそれらの総合としての教育の成果を見込んでおく必要があると考えており、それゆえに基本的な設計図としての教育振興基本計画を策定しました。

### ■目指す人間像と人づくりの4つのステージ

教育は人づくりでもあります。この教育振興基本計画では、本市の教育が目指す人間像を「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」とし、その実現のための方途（進むべき道）を示しました。一人一人が大切にされ、それぞれの力を伸ばすと同時に、多様な人と関わり、つながり、協働していくことでその力が高まり、未来につながっていくという方向性を4つのステージ（「個を伸ばす」「認め合う」「創り出す」「未来へ」）として示してあります。この計画の実現を通して、今後も、市民の皆さんの誰もが、前橋で学んでよかった、住んでいてよかったと感じていただける「県都前橋教育のまち」を目指します。

平成30年2月 前橋市教育委員会

---

# 第1章

---

---

「前橋市教育振興基本計画」について

---

---

## 1 計画改訂の趣旨と位置付け

国は、平成18年12月に改正された教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項で、教育基本法に示した教育の理念の実現に向けた計画を定めることを規定し、併せて、地方公共団体に対しても、同様の計画策定に努めるよう定めました。

本市ではそうした国の方針に沿って、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画期間とする第1期「前橋市教育振興基本計画」を策定しました。

そして同計画に定めた理念を実現するため、従前より例年定めている分野別の具体的施策である「教育行政方針」にその考え方を反映させ、施策を進めてきました。

また、法改正（※）により、平成27年度から市長と教育委員会が協議を行う場である「総合教育会議」が新たに設置され、そこでの協議を経て、現行の「前橋市教育振興基本計画」に、年度ごとに教育委員会が重点的に取り組む「重点事項」を併せ、それを「教育の大綱」とすることとしました。

※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

この度、第1期「前橋市教育振興基本計画」の計画期間が終了することから、計画全ての見直しを行いました。

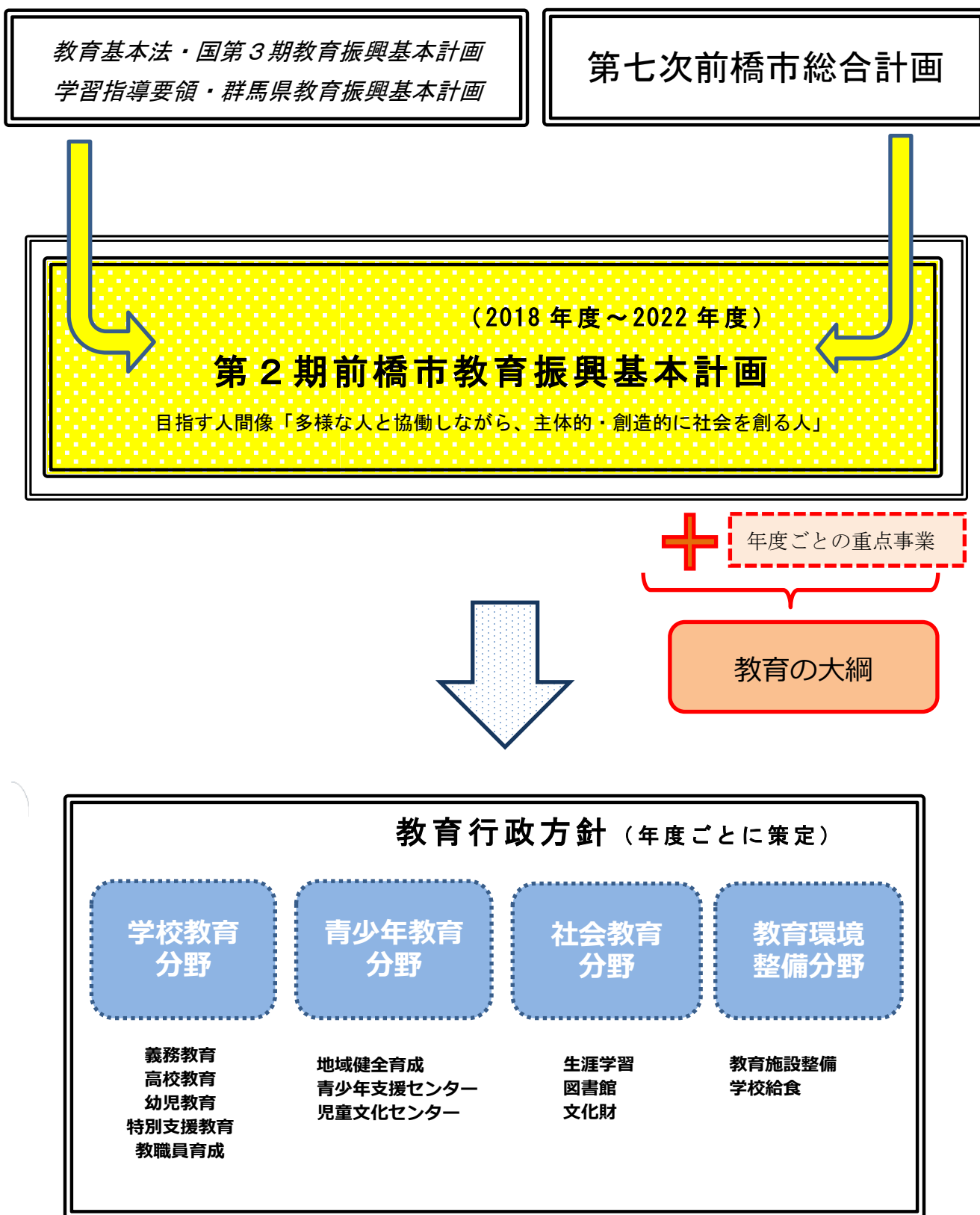
見直しに当たっては、平成30年度から実施となる「学習指導要領」・「幼稚園教育要領」、加えて同じく平成30年度から施行される文部科学省の「第3期教育振興基本計画」、「第七次前橋市総合計画」を踏まえて作成しています。

計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。ただし、様々な状況の変化により、見直しの必要が生じた場合においては、国・県等の動向を見極めながら、適宜、計画の見直しを行っていきます。

本計画を基本として、年度ごとに別に定める「教育行政方針」により具体的な施策を定め、各担当部署において具体的施策に取り組んでいきます。



<教育振興基本計画の位置付け>



## 2 教育をめぐる本市の状況

### ①人口減少社会と人づくり

国内人口は、平成20年をピークに減少しており、少子高齢化が急速に進行しています。本市でも平成21年度は、27,763人（※）だった小中学生の数が、平成29年度には、25,145人（※）となっています。 ※各5月1日現在

少子化による子供の減少が進んでいる一方、平均寿命の延伸に伴い、全人口に占める高齢者の割合が増加しています。学校の児童生徒数が減少する中での教育のあり方の検討や、地域の方が主体的に学ぶ生涯学習や地域のために活動できる仕掛けも必要です。

本市が、子供を育てたくなるまち、教育の充実が実感できるようなまちを目指していくことが重要です。

### ②情報化社会への対応

インターネットが普及し、スマートフォンやタブレットPCが各家庭へ広がっています。本市においても、全小・中・特別支援学校に対して平成27年度までに学習者用タブレットPCを配備し、さらに平成28年度には指導者用タブレットPCを整備するとともに、校内の様々な場所で、無線LANを利用できる環境を整え、普段の授業で日常的にICTを活用できるようになっています。

今後は、児童生徒が、目的に応じて主体的にICTを活用する能力の育成を図り、人工知能（AI）の発達など、急速に変化する社会において、こういった能力の育成が必要かということについても考える必要があります。

また、「ネット依存」、「ネットいじめ」といったICTをめぐる新たな問題も生じてきており、家庭や地域と連携して、ネット社会における生き方を考えていく必要があります。

### ③子供の直接体験の不足と主体的に生きる力

子供の自然体験については、市街地の都市化が進むにつれ、身近に触れることのできる自然が減少するとともに、インターネットでの情報収集が容易になったことで、直接「見る」「聞く」「味わう」「嗅ぐ」「触れる」といった直接体験が不足してきています。

また、身近な地域の人と関わることも少なくなってきており、人間関係づくりに係る課題も指摘されています。

幼い頃から、同年代、異世代など多様な人と関わる体験が重要です。主体的に生きる力を育むために必要な、多様な体験について考えていく必要があります。

#### ④多様な人が活躍する社会

人口減社会において、これからの日本を支えていくためには、女性や高齢者、障害者や外国人など様々な人たちがその能力を発揮し活躍できる社会の進展が大切です。

近年、特別に支援が必要な子供たちは増加傾向にあり、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、障害のある子供が合理的配慮の下、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を受けられるよう取り組むことが定められました。各学校においては特別支援学級での対応に限らず、通常学級においても、個に応じた細やかな対応が求められています。加えて、外国籍の幼児・児童・生徒も増加傾向にあり、日本語指導を必要とする場面も増えてきています。

障害児者や外国人など多様な人がお互いのよさを認め合って、共に生活する楽しさを感じられる社会の形成が望まれます。

#### ⑤子育てをめぐる環境の変化と家庭教育

核家族化が進み、ひとり親世帯の割合も増加傾向にあるといった世帯構造の変化や、つながりの希薄化などに伴い、子育てについての悩みや不安を相談できる身近な相手がないという問題が生じています。また、「危なくないように、失敗しないように」と守りすぎて、たくましさに課題があるとの指摘もあります。

全ての親が子供にとって何が必要かを考え、子供の育ちを見つめ、子育ての楽しさを感じられるような家庭教育と「親育ち」への支援が求められています。

#### ⑥学校と地域社会の協働

地域の人々の付き合いが希薄となり、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、子供たちが地域社会と関わる機会の減少や、地域社会全体で子供たちを育てるという意識が逡減しています。

新しい学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」が重視されています。これまで以上に学校と地域社会が協働して子供たちを育むことが求められています。





## ⑦教職員の多忙さ解消と教員の質の向上

平成28年度に文部科学省で実施された「教員勤務実態調査」においても、教員の長時間勤務の実態が結果として現われており、授業のみならず、生徒指導や保護者対応、部活動や各種調査業務などの対応に追われている現状が報告されています。

国・県と連携しながら子供と向き合う時間の確保に向けた、取組を進める必要があります。

併せて、「主体的・対話的で深い学び」につながる授業づくりや多様な子供への対応、保護者との関係づくりなど、教員の質の向上も不可欠です。現代の教育課題を踏まえた教員の研修も効果的に行いながら、質の高い教育を目指して取り組む必要があります。

子供を取り巻く状況は多様かつ複合的になっており、未来を担う子供たちを育成するためには、学校や教育委員会だけでなく、社会全体で子供の成長を支えていく必要があります。

そのためには、教育委員会として、福祉・医療など様々な関係機関と協力・連携し、未就学児から学齢期、青年期、さらには生涯にわたり切れ目の無い支援を行います。

また、行政だけではなく、家庭や地域の方をはじめとして、教育関係者やボランティアの方々、企業や大学などと連携・協力し、教育の充実を目指します。

これまでの第1期「前橋市教育振興基本計画」では、施策の柱として4つの柱を定め、取り組んできました。

- ・充実の1 「生きる力」を育む学校教育の充実
- ・充実の2 心豊かな地域づくりの充実
- ・充実の3 人間性豊かな青少年育成の充実
- ・充実の4 「教育のまち」を支える施設・環境の充実



新たな計画の策定に当たっては、前述のとおり、これまで以上に子供を取り巻く状況が多様かつ複合的になってきていることを踏まえ、各分野に横串を通して、全体を俯瞰しながら、教育委員会が目指す人間像やその実現のための方途を定めることといたしました。



---

## 第2章

---

---

「第2期前橋市教育振興基本計画」が目指すもの

---

---

## 1 前橋の教育が目指す人間像

「第七次前橋市総合計画」においては、6つのまちづくりの柱に基づく政策の第一に「教育・人づくり」が挙げられ、教育分野における計画が定められています。そこには、10年後に目指す姿として「ふるさとを愛し、多様性を尊重する心豊かな人間性を育むとともに、あらゆる世代が共に学び、支え合えるまちを目指します。」と定められ、重点テーマは、「主体性・社会性の育成」となっています。本計画においてもこの考え方を重視しています。

### ◆前橋の教育が目指す人間像

教育委員会として、新たに「前橋の教育が目指す人間像」を定めました。子供たちだけではなく、保護者や高齢者など大人も含めた目指す人間像として、

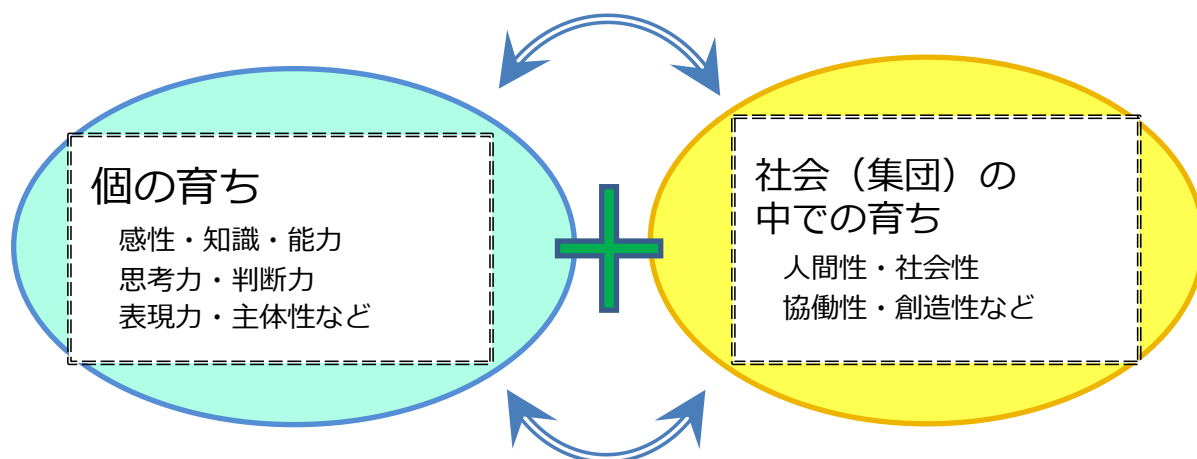
**「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」**

としました。

### ○教育振興基本計画における「前橋の教育が目指す人間像」

#### ☆前橋の教育が目指す人間像

**多様な人と協働しながら  
主体的・創造的に社会を創る人**



まずは、一人一人が様々な力をつけ、それぞれのよさを伸ばし、自己肯定感を高めて主体的に生きていくことが大切です。また、様々な人と関わる中で人間性や社会性も育っていきます。そして、集団の中で活動することで個の育ちが促進され、自信や生きる意欲、自立心なども育まれていくというように、個の育ちと社会（集団）の中での育ちは、相互に関わりながら高まっていくものと考えます。

## 2 人づくりの4つのステージで目指すもの

### ◆人づくりの4つのステージ

「第七次前橋市総合計画」において、市民、企業・団体、行政のそれぞれが大切にする姿勢として以下の3つの行動指針が定められています。

- [①認め合い、支え合う]
- [②つながり、創造する]
- [③未来への責任を持つ]

一方、本計画では、教育における人づくりには「4つのステージ（舞台・場面）」があると考え、そのステージの名称を以下の4つとしました。

- [I 個を伸ばす]
- [II 認め合う]
- [III 創りだす]
- [IV 未来へ]

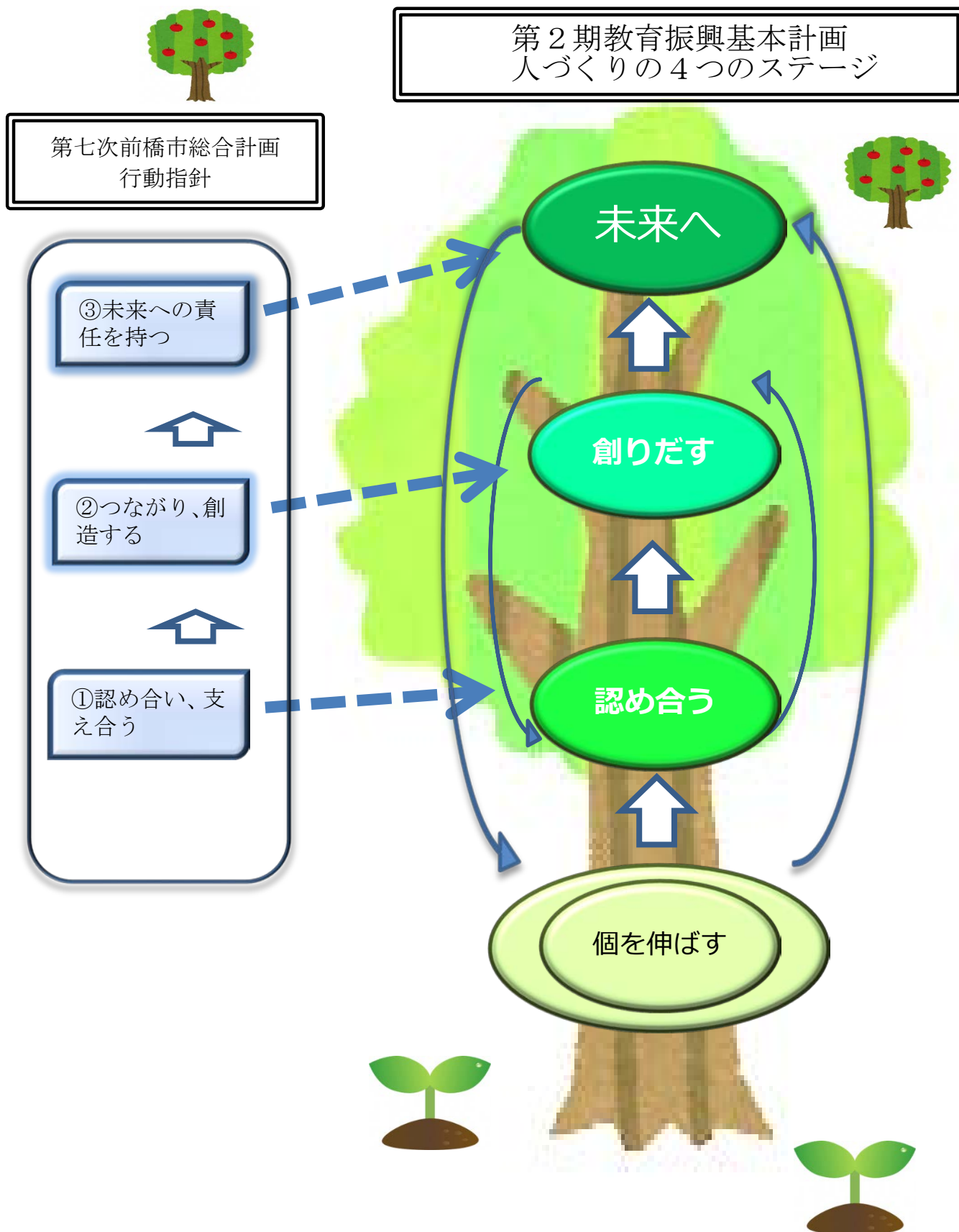
この考え方は、総合計画における行動指針にそれぞれ対応しており、そこに、最も基本的なステージとして「I 個を伸ばす」を加えました（次ページ参照）。

これらの人づくりの4つのステージは、一方通行のものではなく、それぞれの場面で力を伸ばし、それらが関わり合いながら、一歩ずつ目指す人間像に向かっていくものであると考えています。

<赤城山ろく里山学校>



○「第七次前橋市総合計画」における「行動指針」と本計画における「人づくりの4つのステージ」との関連性



## ◆ 4つのステージで目指すもの

人づくりの4つのステージにおいて、どのような教育を目指すのかという観点で、全体を俯瞰し、関連するキーワードと目指す方向性を決めました。

これらを元に、教育委員会の各分野でそれぞれのステージで目指すものを定め、次ページから記載しました。

### I 個を伸ばす

ステージ1

#### ①個性を伸ばし、主体性を育む人づくり

(キーワード 主体性 自信 自己肯定感)

- ・一人一人が学ぶ喜びを実感できる学校教育を展開します。
- ・すべての子供が自分の力を伸ばすことができる教育環境を提供します。
- ・市民の主体的な学びにつながる学習の機会を提供します。

### II 認め合う

ステージ2

#### ②多様な人が共に学び合える人づくり

(キーワード 人間性 社会性 寛容)

- ・人間性を高める学校・園づくりを推進します。
- ・自他の個性を認め合い、支え合う心を育みます。
- ・様々な地域活動を通じて社会性を育みます。

### III 創りだす

ステージ3

#### ③協働してよりよいものを創造する人づくり

(キーワード 創造性 協働 地域づくり)

- ・学んだことを活かして、意欲的に課題を解決する力を育てる学校教育を推進します。
- ・生涯学習の成果を地域づくりにつなげる社会教育を充実します。

### IV 未来へ

ステージ4

#### ④ふるさとを愛し、未来へつなげる人づくり

(キーワード 夢や希望 前橋のよさ 次世代)

- ・夢や希望を育む学校教育を推進します。
- ・地域の文化や豊かな自然に触れて学ぶ機会を充実します。
- ・前橋の歴史や伝統文化に親しみ、郷土への愛着の心を未来につなげていきます。

### 3 各分野における4つのステージ

○それぞれの分野において、人づくりの4つのステージで目指すもの



#### 1 学校教育分野

##### (1) 義務教育

個を伸ばす	自分のよさや可能性を見だし、個性や感性を伸ばすことにより、学ぶことの楽しさや意義を実感し、主体的に学ぶ子供を育てます。
認め合う	互いの個性を認め合うとともに、自他の考えを尊重することにより、他者と学び合える子供を育てます。
創り出す	学んだことや体験したことを活かして新たな価値や意味を生み出すとともに、多様な人と協働してよりよい考えや方法を見出すことを通して、意欲的に課題解決に取り組む子供を育てます。
未来へ	夢や希望を持ち、自分自身や社会全体の将来像を思い描くことにより、学んだことを進んで社会の中で活かそうとする子供を育てます。

## (2) 高校教育

個を伸ばす	個々の様々な可能性を引き出し、伸ばすことにより、主体的に学ぶ生徒を育てます。
認め合う	仲間と協力し切磋琢磨し合うことで、知力と体力の伸長を図り、人間力を備えた生徒を育てます。
創りだす	社会情勢の変動に主体的に対応できる柔軟な思考力や判断力、他者と協働する力を育てることにより、課題の解決に向けた意欲の高い生徒を育てます。
未来へ	より高い目標を持って夢を抱くことにより、将来、地域社会を支え貢献できる生徒を育てます。

## (3) 幼児教育

個を伸ばす	安定した気持ちで興味・関心を持って身近な環境と関わることにより、自分のよさを感じながら主体的に遊ぶ幼児を家庭と連携しながら育てます。
認め合う	身近な人と親しみ、関わりを深め、一緒に活動する楽しさを味わうことにより、人への愛情や信頼感を持つ幼児を育成します。
創りだす	友達と協同的な遊びを充実させることにより、新たな遊びを作り出した生活生活を豊かにする工夫をしたりする幼児を育成します。
未来へ	小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる幼児期にふさわしい生活を通して、人や自然と関わる楽しさや夢やあこがれなどを感じる幼児を育てます。

## (4) 特別支援教育

個を伸ばす	一人一人の子供の個性や特性に応じた学びを工夫することにより、学ぶ喜びを感じる子供を保護者と連携しながら育成します。
認め合う	身近な人と親しみ、活動や場の共有による日常的なふれ合いを通して、人と共に生活する楽しさを感じる子供を育てます。
創りだす	障害のある子供とない子供が交流する仕組みを構築することを通して、様々な人が共に活動する教育を推進します。
未来へ	障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合うことを通して、共生する社会を目指します。



<前橋特別支援学校>

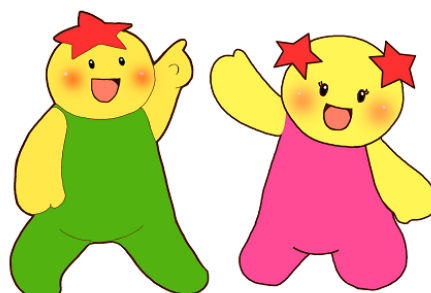


## (5) 教職員育成

個を伸ばす	<p>確かな幼児・児童・生徒理解に基づき、一人一人の個性を認め、よさを伸ばせる教員を育成します。</p> <p>様々な研修や研究の機会を作り、参加型の研修を推進するとともに、学校訪問や幼児教育アドバイザーの派遣などを推進することにより、主体的に学ぶ教員を育成します。</p>
認め合う	<p>学校訪問や研修を通して、よりよい人間関係作りや社会性を育む指導ができる教員を育成します。</p> <p>教職員同士がそれぞれのよさを活かして協議したり、保幼小中連携、障害児者との交流などをしたりすることにより、様々なつながりを活かせる教員を育成します。</p>
創りだす	<p>「主体的・対話的で深い学び」の指導の工夫をし、新たな教材開発や高め合える学級作りができる教員を育成します。</p> <p>外部の専門家や様々なスタッフ、地域の人材などと協働することにより、互いのよさを活かしたチーム学校を推進します。</p>
未来へ	<p>若手教員、中堅教員の育成を行うことにより、将来の理想的な教員体制を目指します。</p>



<市立前橋高等学校マスコットキャラクター「イチマル」>



<児童文化センターマスコットキャラクター  
「プラネくん」「プララちゃん」>

## 2 青少年教育分野

### (1) 地域健全育成

個を伸ばす	「子供をお客さんにしない」を合言葉として、自ら考え進んで活動する主体的な青少年を育成します。
認め合う	地域の様々な活動の中で、異世代、異年齢の人や様々な思いの人と交流し認め合うことを通して、豊かな人間性を持つ青少年を育成します。
創りだす	普段の生活で関わる機会のない地域の様々な人たちと関わりを持ち、役立つ場を作ることにより、地域をよりよくしようと考え、行動する青少年を育成します。
未来へ	地域の中で主体的に活動することを通して、生まれ育った地域を誇りに思える青少年を育成します。

### (2) 青少年支援センター（いじめ・不登校・インターネット問題等）

個を伸ばす	自分の生活や行動を振り返る活動を通して、自分のよさに気づき、向上心を持って活動に取り組める子供を育成します。
認め合う	子供同士の絆づくりを通して、他者のよさに気づき、認め合いながら活動に取り組める子供を育成します。
創りだす	いじめ防止に向けた話し合い活動や小中学校の交流活動を通して、それぞれの考え方を認め合いながら、よりよい解決策を考え、共に活動に取り組める子供を育成します。
未来へ	これからのネット社会においても、様々な立場の大人がスクラムを組み、子供たちの知識・経験・成長に合ったインターネットを利用する環境を整えていく活動を通して、メディアを主体的かつ適切に活用できる子供を育成します。

### (3) 児童文化センター

個を伸ばす	子供たちが自ら考え、工夫し、表現する活動を重視した「学び」と「遊び」の活動を展開することにより、「主体的な学び」の実現を図ります。
認め合う	地域も学校も年齢も異なる子供たちの中で様々な活動を行うことにより、共に学ぶよさを感じ、互いに思いやることの大切さ、公共の場での心構えなどの社会性を育みます。
創りだす	様々な知識や技能、思いを持った人々と交流し、より専門性の高い活動に主体的に取り組むことを通して、個性や能力、創造性のさらなる伸長と、人と高め合う力を育成します。
未来へ	前橋市内の各学校・園と連携を図りながら、前橋の自然環境を守ったり、地域の文化を大切にしたりする活動を通して、持続可能な社会の実現に向けた意欲と実践力を兼ね備えた子供を育成します。

### 3 社会教育分野

#### (1) 生涯学習（公民館・コミュニティセンター）

個を伸ばす	地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある「学びの場」の提供により、「主体的な学び」の実現を図ります。
認め合う	お互いの人権や個性を尊重しながら、支え合う心豊かなコミュニティを形成する仕組みを通して、家庭や地域の様々な人との関わりの中で社会性を高める支援をします。
創りだす	個の学びやその学習成果を基に、地域の多様な主体が連携・協働し、交流することを通して、生涯活躍できる力を地域とともに育みます。
未来へ	ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創りだす地域の担い手づくりを支援します。

#### (2) 図書館

個を伸ばす	個人の興味、関心を満たす、あらゆる資料や情報の提供を積極的に進めることにより、市民一人一人の知的欲求に応えます。
認め合う	赤ちゃんからお年寄りまで、あらゆる市民が利用し交流できる環境を整えることにより、認め合い、学び合う活動の場を提供します。
創りだす	学びの成果を共有できる場を提供することで、ボランティアや地域の活動などに主体的に取り組む人づくりの支援をします。
未来へ	郷土資料などの活用を促進し、郷土を愛する心を育むことにより、次世代につなげるための文化活動を推進します。

#### (3) 文化財

個を伸ばす	専門職員を確保し、市民に文化財に関する知識・能力を習得する場を提供することにより、市民の主体的な学びの実現を図ります。 日常的に文化財や、伝統文化に親しむことができる環境を整えることにより、興味や関心を持たせ、探究心、想像力を高め、個の伸長を図ります。
認め合う	文化遺産や伝統文化を地域の中で世代を超えて継承するための環境を整えることにより、文化財を通じた人々のつながりを深めます。
創りだす	市民が習得した知識等を地域に還元する体制を整えることにより、ボランティアなどで活躍できる生きがいを高めます。 地域の文化財・伝統文化・行事・芸能などを継承していくことの意義を学ぶことにより、皆で支え合い、負担し合える環境づくりを図ります。
未来へ	地域に愛着を持てるような事業や新たな文化の創造などへの取組を進めることにより、地域を愛し未来を見つめる人づくりを進めます。

## 4 教育環境整備分野

### (1) 教育施設整備

個を伸ばす	教育施設の整備に当たっては、所在する地域の歴史・文化・伝統などの特色を活かした整備を目指します。
認め合う	子供たちが交流しやすく、学校と家庭や地域とが連携しやすい教育施設の整備を推進することにより、地域とつながる教育環境づくりを目指します。
創りだす	「教育のまち」を支える施設環境の改善・充実を図ることにより、子供たちが安全かつ快適に過ごすことのできる教育環境の構築を目指します。
未来へ	「前橋市教育施設長寿命化計画」に基づき、対処療法的な維持管理から予防保全的な維持管理へと転換を図ることにより、施設整備にかかるコストの抑制を目指します。 学校施設への防災関連設備の整備を行うことにより、地域の防災拠点でもある学校施設の防災機能を強化します。

### (2) 学校給食

個を伸ばす	多様な食材を取り入れた学校給食を通じて、子供たちが様々な食材や調理と出会える環境を推進します。
認め合う	食物アレルギーや体質などを正しく理解し、同じ献立が食べられない仲間のことを分かり合える子供を育てます。
創りだす	子供たちや保護者、関係者の声を聞きながら、献立の研究や調理の工夫を行うことにより、学校給食がさらに美味しく、給食の時間が楽しくなるような、新しいメニューを創出します。
未来へ	地元の新鮮で安全な食材を積極的に使うとともに、郷土食の提供を行うことにより、子供たちがより身近に地域の自然、食文化について理解し、生産者や料理を作ってくれる人への感謝の気持ちが持てるよう、学校給食を要とした食育の充実を図ります。

<まえばしの給食レシピ>



---

## 第3章

---

### 施策と点検評価の関係について

---

## 1 本計画と教育行政方針との関係

前橋市教育委員会では、全体を通して目指す方向性を定めた「前橋市教育振興基本計画」を元にし、各分野における具体的な取組を定めた「教育行政方針」を毎年策定しています。

この「教育行政方針」では、「前橋市教育振興基本計画」に掲げる「目指す人間像」や「4つのステージで目指すもの」を実現するため、より実践的な取組について定めています。

なお、この「教育行政方針」は、社会情勢や市民ニーズの変化に的確かつ弾力的に対応するため、下記の点検評価の結果を踏まえながら毎年見直しを行っています。

## 2 点検評価の実施について

前橋市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）」第26条の規定に基づき、毎年度、前年度1年間の教育委員会の活動を振り返るとともに、教育行政方針の柱に沿って学識経験者の意見をいただきながら、教育委員会自らが点検・評価を行っています。

### (1) 対象事業

前年度の教育委員会の活動及び「教育行政方針」における主な施策・事業を対象に評価を行っています。

### (2) 点検・評価の方法

「教育委員会事務点検及び評価委員会」を設置し、各事務事業担当課が作成した点検・評価シート及び評価根拠資料等により、具体的な事業指標を用いながら客観的な視点から評価を行っています。

### (3) 学識経験者の意見について

法第26条第2項の「点検・評価の実施に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」の規定に基づき、本市教育委員会では、学校教育及び社会教育分野から学識経験を外部評価委員として委嘱し、施策に対する評価、具体的な改善策及び適切な指標の設定など、評価の手法についてもアドバイスをいただくとともに、本市教育委員会の各具体的施策に対する意見をいただいております。

### (4) PDCAサイクル（教育行政方針との関係）

翌年度（次年度）の教育行政方針の策定に当たり、点検・評価による評価結果の振り返りを行うとともに、学識経験者からの外部評価を十分踏まえ、課題の洗い出しや改善策の検討を行っています。

